

## 平成 25 年度財政援助団体等監査措置結果報告

指摘事項	措置結果報告（平成 26 年 9 月受領）
<p>老人クラブについては、老人福祉法第 13 条第 2 項に「地方公共団体は、老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者に対して、適当な援助をするよう努めなければならない」と定められている。</p> <p>板橋区では、板橋区老人クラブ助成要綱（以下「助成要綱」という。）の規定により、高齢者福祉の増進に資することを目的として、板橋区老人クラブ運営要綱（以下「運営要綱」という。）に基づいて運営されている区内の老人クラブ（以下「クラブ」という。）を対象に、活動に要する経費の一部を助成している。</p> <p>助成要綱の規定により、助成の対象経費は、①教養の向上、②スポーツの振興、③ボランティア、④レクリエーション、⑤クラブの運営の各経費とし、助成金の交付を受けようとするクラブは、必要書類を区長に提出しなければならない。助成金の額は、①基本額（月額 10,000 円×12 月）、②会員数による基本額（会員一人当たり月額 125 円×12 月×会員数）の合計に基づき算定される。平成 24 年度の助成金交付申請クラブ数は 143 クラブ、助成金交付決定額は総額で 38,808,000 円であった。</p> <p>当該助成金を所管する生きがい推進課は、助成要綱第 5 条に基づき提出された助成金交付申請書を審査し、交付決定の手続を行っているが、助成金の算出根拠となる会員数を、証拠となる書類により確認していなかった。</p> <p>板橋区補助金等交付規則（以下「規則」という。）には、補助金等の交付決定にあたっては、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査しなければならないと規定されているが、生きがい推進課は、助成金の交付決定に係る審査事務を適正に行っているとは言い難い。</p> <p>また、助成要綱第 2 条によれば、「助成金の交付対象となるクラブは、運営要綱に基づいて運営されているクラブとする。」と規定しており、運営要綱第 3 条において、クラブの運営は「会員の総意により自主的に運営する。」とある。しかし、クラブから提出された助成金交付に係る報告書の内容が、会員の総会による意思決定を経たものであるかどうかは不明であり、生きがい推進課は、運営要綱に定めるクラブの運営状況の確認を十分に行っているとは言い難い。</p> <p>生きがい推進課は、助成金の交付申請から交付決定、額の確定までの一連の処理にあたり、証拠書類等による調査やクラブの運営状況の報告を求めるなど適切な方</p>	<p>老人クラブに対する指導の強化及び助成金の交付に係る事務処理の適正化を図るため、下記の措置を行い、その徹底を図った。</p> <p>① 助成金の交付に係る事務処理の適正化について</p> <p>平成 26 年度老人クラブ助成金の交付申請においては、助成金の額の根拠となる会員数を確認するため、会員名簿とともに本人の自署、捺印のある入会確認票の添付を義務付けた。なお、申請書類には会費収入の人数等の内訳を必ず記載させることとした。また、クラブの運営状況を把握するため、総会資料の提出を求めた。</p> <p>これに先立ち、平成 26 年 3 月には、全クラブの会則について、関係書類の保存年限や総会の開催に係る事項が、板橋区老人クラブ運営要綱に則った内容となっているかを確認し、会則の改正など必要な指導を行った。</p> <p>② 助成金の返還について</p> <p>過大に交付した助成金については、平成 25 年 11 月 29 日付で、当該団体に対して 946,500 円（平成 19 年度～24 年度分）の返還請求を行った。</p> <p>返還金は、平成 25 年 12 月、平成 26 年 5 月、平成 26 年 8 月の 3 回に分割納付され、返還は完了した。</p> <p>③ 再発防止のための措置について</p> <p>助成金を交付する全てのクラブに対して、平成 25 年 11 月開催の板橋区老人クラブ連合会全体会長会において、適正な運営と助成金の交付手続きについて指導を行った。</p> <p>また、所管課において、助成金の交付に係る事務処理マニュアルを作成し、平成 26 年 3 月に課内研修、4 月には課内転入者研修を行い、適正な事務処理の徹底が図られるようにした。</p>

指摘事項	措置結果報告（平成 26 年 9 月受領）
<p>策を講じることにより、規則に則った適正な事務処理を徹底するよう強く要請する。</p> <p>なお、本年 3 月に区民の指摘により、生きがい推進課が調査を実施した団体（以下「当該団体」という。）においては、平成 24 年度の助成金交付申請書に添付されていた会員名簿に記載のあった者のうち、当該団体に加入した覚えのない者が含まれており、当該人数分の助成金を過大に交付したことが判明した。加入認識のない会員分について助成金の返還を求めるべく、6 月以降、当該団体の会員の加入状況について、平成 19 年度から平成 24 年度までの過去 6 年間分の調査を実施しているが、未だ結果が出されていない状況である。</p> <p>生きがい推進課は、当該団体に対し、速やかに助成金の返還を求めるべきである。あわせて、助成金の交付対象となるすべてのクラブに対して、適正な運営及び補助金交付の手続きについての指導を行うとともに、再発防止について必要な措置を講じられたい。</p>	